

薩摩川内市地域経済循環創造事業補助金
申請要領

令和8年7月
薩摩川内市

1 目的

本要領は、令和9年度に地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的とした総務省所管の地域経済循環創造事業交付金へ本市から申請を目指す事業(以下「申請事業」という。)について、必要な事項等を定める。

2 薩摩川内市地域経済循環創造事業補助金

(1) 概要

申請事業のうち、総務省において交付決定を受けた事業について、別に定める補助金要綱に基づき、補助金の交付を行うものとする。

(2) 対象事業

次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、民間事業者等（以下「補助事業者」という。）が、初期投資を行う事業を実施する場合に、補助金を交付する。

ア 本市、地域の金融機関等との連携を通じて、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。

イ 事業の実施により、本市の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。

ウ 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。

エ 下記(3)に規定する補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)のうち、補助事業者が地域金融機関、日本政策金融公庫から受ける融資額、一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額、地域活性化ファンドから受ける出資額又は民間クラウドファンディングにより調達された資金の額（以下「融資額等」という。）の総額が下記(4)に規定する補助額と同額以上であり、当該融資は無担保(申請事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。)の融資であること。

なお、経営者が事業者等の連帯保証人(経営者保証)となっていない融資であること。

(3) 補助対象経費

補助対象経費は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱(平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知<令和8年4月1日最終改正>)(以下「国要綱」という。)による交付金の交付決定の日から国要綱第12条に規定する実績報告をした日までに要した次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	説明
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備および構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕および購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入およびリース・レンタルに係る経費(事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む)

備品費	事業の遂行に必要な備品の購入およびリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、補助事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、補助事業者が直接行う調査研究に係る経費は除く。

(4) 補助額

補助額は、補助対象経費から融資額等及び補助事業者の自己資金等の合計額を差し引いた額とする。この場合において、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、補助額の上限額は次のとおりとする。

- ア 融資額等が補助額と同額以上 2 倍未満の額の場合 3,000 万円
- イ 融資額等が補助額の 2 倍以上 3 倍未満の額の場合 4,000 万円
- ウ 融資額等が補助額の 3 倍以上 4 倍未満の額の場合 5,000 万円
- エ 融資額等が補助額の 4 倍以上の額の場合 5,500 万円

3 参加資格

申請する事業者等は、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 本店所在地の市税(市町村税・特別区税)、都道府県税(道府県税・都税)、所得税(個人事業主の場合に限る)、法人税及び消費税に未納がないこと。
- (2) 薩摩川内市暴力団排除条例(平成 24 年薩摩川内市条例第 36 号)第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 事業要件

申請事業は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 申請事業の実施場所が本市内の特定エリア（第 3 次薩摩川内市総合計画前期基本計画に示す西部・東部・甕島エリア）であること。

※ 第 3 次薩摩川内市総合計画前期基本計画ホームページ

(https://www.city.satsumasendai.lg.jp/gyoseijoho/seisaku_keikaku/2/20250319/16125.html)

圏域(2)	エリア (6)	地域(13)	地区(48)
本土	川内北	川内北	亀山、可愛、育英
	川内中央	川内中央	川内、平佐西、平佐東、峰山
	川内南	川内南	隈之城、永利
	西部	水引	水引、滄浪、寄田、湯田、西方
		平成	八幡、高来、城上、陽成、吉川
	東部	樋脇	藤本、野下、市比野、樋脇、倉野
		入来	副田、清色、朝陽、大馬越、八重
		東郷	斧淵、南瀬、山田、鳥丸、藤川
		祁答院	黒木、上手、大村、轟、蘭牟田
	甕島	里	里
		上甕	上甕

		下甌	手打、子岳、西山、内川内、長浜、青瀬
		鹿島	鹿島

- (2) 国等が実施する他の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。
- (3) 本市が実施する同種の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。
- (4) 申請事業は、令和 9 年 4 月中旬以降に着手し、令和 10 年 2 月下旬までに完了すること。
- (5) 補助対象経費のうち、補助事業者の融資額等の総額が上記 2 (4) に規定する補助金の額と同額以上であり、当該融資は無担保(申請事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。)の融資であること。
 なお、経営者が事業者等の連帯保証人(経営者保証)となっていない融資であること。

5 参加方法

(1) 提出書類

申請する事業者等は、市長が定める日までに以下を提出しなければならない。

- ア 薩摩川内市地域経済循環創造事業補助金申請事業選定に係る申込書(様式第 1 号)
- イ 参加資格及び事業要件に係る申立書(様式第 2 号)
- ウ 事業実施計画書(様式第 3 号)
- エ 申請事業の工程表(任意様式)
- オ 申請事業の実施にあたり遵守すべき法令等及び取得が必要な許可等の状況(任意様式)
- カ 申請事業の実施場所における登記事項証明書の写し
- キ 直近 2 年分の市税(市町村税・特別区税)、都道府県税(道府県税・都税)、所得税(個人事業主の場合に限る)、法人税及び消費税に未納がないことを証明する納税証明書等一式
- ク その他市長が必要と認める書類

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 10 部の合計 11 部及び提出書類のデータを提出すること。

(3) 提出期間

令和 8 年 7 月 23 日(木)～9 月 25 日(金)必着

持参の場合における受付時間は、平日の 8 時 45 分～16 時 30 分とする。

(4) 提出先

住所：〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町 3 番 22 号

薩摩川内市 未来政策部 企画政策課 地域デザイン・交通グループ

E-mail: chiikidesign-kotsu@city.satsumasendai.lg.jp

(5) 提出方法

郵送(配達証明付書留郵便による郵送に限る。提出期間内必着とする。)又は持参により提出すること。なお、提出書類のデータは電子メールで送付すること。

6 質問方法

申請に関する質問がある場合は、以下の書類を提出すること。なお、質問に対する回答は口頭による個別対応は行わない。

(1) 提出書類

薩摩川内市地域経済循環創造事業補助金申請事業選定に係る質問書(様式第4号)

(2) 受付期間

令和8年7月23日(木)～8月14日(金)

(3) 提出先

薩摩川内市 未来政策部 企画政策課 地域デザイン・交通グループ

E-mail: chiikidesign-kotsu@city.satsumasendai.lg.jp

(4) 提出方法

上記(3)に記載のメールアドレス宛てに電子メールで提出すること。なお、電話及び直接来庁による質問には応じない。

(5) 回答

質問に対する回答は、令和8年8月28日(金)を目途に本市のホームページで公表するものとし、回答は本要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。また、同趣旨の質問はまとめて回答する。

7 提出書類の記入方法

(1) 提出書類の様式

提出書類は所定の様式に記入の上、提出すること。

(2) 様式の入手方法

様式は、本市のホームページに掲載する。

(3) 書類作成時の書式等

ア 用紙サイズはA4とし、横書きとすること。

イ 文字のサイズは12ポイント以上で作成すること。

ウ 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とすること。

エ 提出書類は全て順に並べファイル等に綴じ、通しのページ数を付すこと。印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

(4) 様式記入上の注意

ア 薩摩川内市地域経済循環創造事業補助金申請事業選定に係る申込書(様式第1号)の担当者については、窓口となる者の連絡先等を記載すること。

イ 事業実施計画書(様式第3号)

以下のことをわかりやすく記載すること。

(ア) 本市、地域の金融機関等との連携を通じて、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。

(イ) 事業の実施により、本市の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。

- (ウ) 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。
- (エ) 補助金の交付後は本市からの支援を必要としない持続可能な事業であること。
- ウ 薩摩川内市地域経済循環創造事業補助金申請事業選定に係る質問書(様式第4号)
 - (ア) 質問数に合わせて適宜、行を追加すること。
 - (イ) 質問数等の上限は設けない。
- エ 申請事業の工程表(任意様式)

申請事業の事業内容を記載すること。なお、申請事業は令和9年4月中旬以降に着手し、令和10年2月下旬までに完了すること。
- オ 申請事業の実施にあたり遵守すべき法令等及び取得が必要な許可等の状況(任意様式)

申請事業の実施にあたり必要な以下の内容について記載すること。

 - (ア) 遵守すべき法令等
 - (イ) 取得が必要な許可等の名称及び取得スケジュール
- (5) 留意事項
 - ア 提出書類は、申請事業の選定以外に使用しないものとする。
 - イ 書類の提出にかかる費用は、参加者の負担とする。
 - ウ 書類提出後は、事業実施計画書等の修正又は変更は認めない。
 - エ 提出された書類は、返却しない。
 - オ 提出された書類は、選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - カ 申請事業の選定に係る情報公開請求があった場合は、薩摩川内市情報公開条例(平成16年薩摩川内市条例第12号)に基づき、提出書類を公開することがある。

8 選定

(1) 審査会の設置

本市が令和9年度に総務省所管の地域経済循環創造事業交付金へ申請する事業を選定するため、透明性及び公平性を確保し、適正に事業を選定することを目的とした薩摩川内市地域経済循環創造事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

なお、審査会は申請事業の選定への参加があった場合に開催する。また、審査会は非公開とする。

(2) 審査方法

ア 以下の基準をもって採点を行う。

No	審査項目	評価の判断基準・着眼点	配点
1	地域資源の活用	・地域の名産品、特産品、地元名産の原材料等の様々な地域資源を活用する事業であるか。	15
2	公共的な地域課題の解決	・特に人口減少率の大きい西部・東部・甕島エリアの地域課題の解決につながる事業であるか。 ・第3次薩摩川内市総合計画前期基本計画、その他の市計画に掲載されている課題等と合致するか。	15
3	雇用	・地域人材の活用(雇用効果)や賃上げ効果が見込まれる事業であるか。	10
4	事業の新規性	・市内で前例のない取組みであり、高い新規性を有する事業であるか。	10
5	事業のモデル性	・同様の地域課題を抱える他自治体のモデルとなり得る事業であるか。	15

6	事業の実現性	・事業内容及び事業戦略は具体的かつ実現可能性があるか。	10
7	事業の収支計画	・収支計画に妥当性はあるか。 ・収支計画における公費の金額が上限金額を超えるものでないか。	10
8	事業の自立性	・申請事業の完了後、本市の地域課題の解決のため、自立して事業を実施していくことができるか。	10
9	リスクに対する回避策	・事業に内在するリスクを認識しており、そのリスクに対する回避策があるか。	5
合計			100

イ 審査会において、上記評価基準の評価点により、事業者等を選定する。なお、市の予算の状況により選定事業者数を制限する場合がある。

(3) 選定結果の通知

選定を受けた全ての者に対して文書により結果を通知する。なお、結果に関する問合せ、異議申立ては受付けないとともに、選定経緯については公表をしない。

9 スケジュール

日程	内容
令和8年7月23日（木）	募集開始（申請要領をホームページ公表）【市】
令和8年7月23日（木）～8月14日（金）	質問書の受付【申請事業者→市】
令和8年8月28日（金）（予定）	質問への回答（ホームページで公表）
令和8年7月23日（木）～9月25日（金）	申請書類の受付【申請事業者→市】
令和8年10月中旬（予定）	審査会の開催【市】
令和8年10月下旬（予定）	選定結果の通知【市→申請事業者】
令和8年11月上旬～令和9年1月下旬（予定）	総務省との調整【市⇄国】
令和9年1月下旬（予定）	実施計画書の提出【市→国】
令和9年3月上旬～下旬（予定）	実施計画書の調整・質疑回答【申請事業者⇄市⇄国】
令和9年3月下旬（予定）	採択承認【国→市】 交付申請【市→国】 交付決定通知【国→市】
令和9年4月上旬（予定）	交付申請【申請事業者→市】 交付決定通知【市→申請事業者】
令和9年4月中旬（予定）	申請事業の着手
令和10年2月下旬（予定）	実績報告【補助事業者→市】
令和10年3月下旬	補助金の交付【市→補助事業者】
令和10年4月上旬	実績報告【市→国】

10 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (3) 事業採択の働きかけを行う目的で、申請事業者又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触をもった場合
- (4) 未提出書類があった場合(薩摩川内市地域経済循環創造事業補助金申請事業選定に係る質問書を除く。)

11 留意事項

- (1) 実施計画書の内容は、原則、変更できないが、総務省及び本市との調整の中で、補助金の目的を達成する上で必要があるときは、本市の承認を受けた上で変更できるものとする。
- (2) 補助額は増額できないものとする。
- (3) 提出にあたり、地域経済循環創造事業交付金交付要綱及び地域経済循環創造事業交付金に係る総務省ホームページ等を参照すること。

12 問合せ先

〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号

薩摩川内市 未来政策部 企画政策課 地域デザイン・交通グループ

電話：0996-23-5111（内線：4821）

E-mail：chiikidesign-kotsu@city.satsumasendai.lg.jp